

令和2年度第12回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年3月19日(金)午前9時30分～午前10時30分

2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室(第10・11会議室)

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中23名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、
田戸 洋志、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)

中谷 敏明

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・戸田岸

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

吉富 崇子 委員 及び 井上 浩一郎 委員
をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和2年度第6回総会農地法第5条議案第13号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、令和2年度第6回総会 農地法第5条議案第13号、大内御堀三丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地の分譲及び資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、当該総会において審議した際に、開発行為許可申請がなされておらず、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としておりましたが、このたび計画の一部を見直し、開発行為許可申請が不要となりました。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

特に御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、秋穂二島、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は49アールとなります。

なお、この事案につきましては、農地所有適格法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第3号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は79アールとなります。

議案第4号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は65アールとなります。

議案第5号、嘉川、無償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社役員です。

取得後の経営規模は287アールとなります。

議案第6号、徳地串、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業兼サービス業を営む者です。

取得後の経営規模は34アールとなります。

議案第7号、徳地小古祖、有償移転です。

申請人は、下松市並びに本市内の二地域に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は77アールとなります。

議案第8号、阿東徳佐下、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は1,418アールとなります。

議案第9号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は352アールとなります。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第10号につきましては、「譲渡人が相続人であることを証する書類」の作成に時間を要しており、当該書類の提出がなされていません。そのため、農地法第3条第1項に定め

る「当事者」を確定させることができず、また、申請者からは、書類が整い次第事務局への提出を行うとともに、相続登記の申請をされる旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

特に意見が無いようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。

只今審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第9号について、一括して採決を行います。農地法第3条に係る議案について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

議案第12号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第13号、大内長野、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第14号、大内長野、用途地域内にある第3種農地で駐車場及び資材置場を整備するものです。

議案第15号、大内氷上四丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、大内千坊三丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、大内御堀四丁目、用途地域内にある第3種農地で、貸自転車置場を整備するものです。

議案第18号につきましては、議案第19号が同時に提出されていますので、合わせて説明させていただきます。

議案第18号、議案第19号、芝崎町、用途地域内にある第3種農地で、自己用住宅を建設するものです。

議案第20号、平井、用途地域内にある第3種農地で、事業所用地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第21号、平井、用途地域内にある第3種農地に仮設道路を整備するものです。
なお、一時転用ですので、申請人からは令和3年8月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第22号、平井、用途地域内にある第3種農地で共同住宅の敷地を拡張するものです。

議案第23号、吉田、用途地域内にある第3種農地で自己用住宅を建設するものです。

議案第24号、吉田、用途地域内にある第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で建売住宅を建設するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で資材置場を整備するものです。

議案第27号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、事業所の敷地を拡張するものです。

議案第28号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、農家住宅の敷地を拡張するものです。

議案第29号、矢原、用途地域内にある第3種農地で、共同住宅を建設するものです。

議案第30号、嘉川、用途地域内にある第3種農地で、共同住宅を建設するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、ごみ置き場を整備するものです。

議案第32号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、農道を整備するものです。

議案第33号、嘉川、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地で、進入路及び貸駐車場を整備するものです。

議案第34号、小郡上郷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で、資材置場を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和5年6月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第35号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で、境内地を整備するものです。

また、申請地は、令和2年11月頃に農地法の許可を得ることなく境内地として整備されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地で自己用住宅を建設するものです。

議案第37号、小郡栄町、用途地域内にある第3種農地で共同住宅を建設するものです。

議案第38号、阿知須、集団的に存在する第1種農地で貸駐車場を整備するものです。
なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行

規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第39号、阿知須、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地で建売住宅を建設するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第40号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第41号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第42号、徳地伊賀地、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第43号、徳地伊賀地、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

はい、A委員さん。

A委員

19ページの議案33号です。地図は32ページ。

この件は、1月の総会にかかりませんでしたか。入り口とか面積とかを論議したような記憶があるのですが。コロナの関係で、1月の総会は半数で開催されたと思います。その時のいきさつと、「結果的にこうなったのだ」という報告をいただけたらと思うのですが。

事務局

委員さん御指摘のとおり、こちらの申請地は1月総会にて「不許可」として、決定を出したものととなります。その時の計画というのが、今と同じ申請地、同じ面積で、転用目的が進入路のみの申請をされたものです。その進入路は、●●さんというお宅に入るための進入路を拡幅するということだったのですが、155㎡も転用をする必要があるのか、あまりにも進入路としては過大ではないかという理由で、「不許可」となりました。その後、「不許可」と決定した旨を正式に通知したところではございます。そうしたら、申請人から「内容の方は検討させてもらう」とお話があり、そのあとすぐ、今回の申請にある通り、「貸駐車場として転用したいと思います」ということで申請を出されてきて、この度の総会に諮ったところではございます。

前回の総会の時に「不許可」になった理由が、「その面積が適正であるかどうか」といったところなのです。前回の審議でもございましたとおり、「何㎡だからいけない」ということではなく、「そこが本当に必要かどうかの判断をする」といったところになったのです。その時に問題になったのが、現地には既存の細い進入路が実際付いていたのですが、「それを拡幅する形だけではダメなのですか」といった問いに対しての明確な回答ができないといったところがあって、「本当にこれだけの面積が必要なのか」というところで「不許可」になったところなのです。この度の申請は、一部「進入路」とは書いてあるのですが、基本的に面積の大部分は「貸駐車場」として使われるものとなりますので、前回審議した「その面積が必要かどうか」といったところは、十分にクリアされているところだとは思いますが。前回の分に関しては正直なところ、「農地部分が残せるのではないか」という風に見えたところがあって、「これだけ必要なのだ」という部分が説明いただけなかったというところで「不許可」にしております。今度の転用面積については改めて現地を確認し、川西地区協議会で審議したところ、「問題なし」との結論をいただいております。

A委員

そうしたら、申請人とは話がついたということですね。

1月の総会の時に申請代理人の行政書士が来て、消防法がどうだとか言っていた話が記憶に残っているのですよ。それが落ち着いたのかなと思って。

事務局

そうですね。一応のところは落ち着きました。

今、その行政書士さんは、「不許可」という結果を受け止めて、適正なものといいますか、「農地を法律の範囲内でしっかり活用していきたい」といったところで納得はされて、改めて出されたものですので。

議長

A委員さん、よろしいですか。他の委員さんも、今の経過を話されまして、事務局で話が出ましたけれども、御理解いただけたでしょうか。いいですかね。

それでは、他にございませんか。はい、B委員さん。

B委員

第29号議案、大歳の方です。地図にはもうすでに共同住宅が建っているのですが、これが建て替わるという計画なのでしょうか。地図は29ページです。

C委員

今、一体利用地にはアパートが建っているのですが、その隣は、同じ敷地で1m弱ぐらいの、地図に書いてあるとおり農地が残っているわけです。それを今回建て替える時に購入したと。だから転用が出てきたということです。今まではそこは何になっていたかという、畑。野菜を作っておられたということです。農地転用はなく、昔のいきさつですからよくわかりませんが……。

議長

他にはございませんか。

それでは、特に御意見もないようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とするこ

とに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第13号、議案第38号並びに議案第40号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第44号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計1,956筆 3,235,838.88㎡でございます。

なお、今月はこのうち7筆16,863㎡の所有権移転申請がございました。詳細は26ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画

について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計350筆、593,504.5㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第46号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地深谷、筆数は86筆、59,340㎡です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから3ページで土地の形状を、4ページから5ページで該当農地の詳細を掲載しており、6ページ以降が各対象地の現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしくをお願いします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。合わせて、参考位置図42ページを御覧ください。

議案第47号から議案第58号について、一括で説明いたします。

中央地区5件、川西地区2件、徳地地区1件、阿東地区4件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものとして申請がなされています。

なお、このうち議案第54号につきましては、徳地地区協議会において「現況証明を発行しない」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明いたします。

議案第47号ないし49号、議案第51号、及び議案第52号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、議案第53号、議案第55号ないし58号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。なお、議案第54号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第54号を除いた議案についての審議を行います。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、議案第54号を除いた議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、現況証明の議案第54号についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。合わせて、参考位置図55ページを御覧ください。

登記地目が田の土地1筆、1,485㎡については、平成20年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに地区担当推進委員が現地調査を行ったところ、現況の荒廃は進んでおらず、山口市農業委員会現況証明交付事務取扱要領第3条に定める「荒廃地」に該当しないものとの判断がなされました。

この現地調査の結果を踏まえ、徳地地区協議会において審議した結果、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが適当であるとの見解が示されています。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案第54号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

D委員

徳地地区協議会で一応この件、いろいろ審議されたわけですけども、この写真に見ら

れますように、一反五畝という広い田んぼで立派な農地です。確かに雑草あたりは生えてまして、冬だから枯れてますけれども、そういう中で果樹を1回ほど植えたけれども枯れたというふうなことですけれども、まだまだ他の作物あたりを作れば、十分にこの土地は生きてくるであろうということから、徳地地区協では、一応これは「もう少し頑張ってもらいたい」ということの結果に至りました。以上、説明します。

議長

只今徳地地区のD委員さんの補足説明がありましたが、他の委員さんの御意見等があればお願いします。B委員さん。

B委員

植えられた果樹は何だったのですか。

D委員

栗ということでございます。

B委員

御本人が福岡だから、あまり手のかからない果樹を植えられたのでしょうかけれど、植えてほったらかしでは大きくならないですね。

D委員

だから、農地を守る観点からすれば、一応「もう少し頑張ってもらおう」としました。

議長

他にはございませんか。特に意見がないようですので、議案第54号について採決を行います。現況証明を発行しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明については発行しないことといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和2年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年3月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 吉富 崇子

署名委員 井上 浩一郎

記 録 者 戸田岸 磨帆